

秩父市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第6条）

第3章 市民と議会の関係（第7条—第11条）

第4章 議会と行政の関係（第12条—第15条）

第5章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第16条—第18条）

第6章 政務活動費（第19条）

第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第20条—第24条）

第8章 条例の位置付け及び見直し（第25条・第26条）

附則

地方公共団体における議会は、日本国憲法で定められた議事機関として、住民の様々な意見の把握及び集約をし、それを地方公共団体の政策に適切に反映させていく使命を担っている。

平成12年4月の地方分権一括法施行以降の地方分権改革の流れの中で、地方公共団体、特に市区町村は、住民にとって最も身近な基礎自治体として、自主性及び自立性を高め、自らの判断と責任において行政運営を行うことが求められており、その中でも住民にとって最も身近と言える議会の果たすべき役割は、これまで以上に増大している。

こうした中で、秩父市議会は、より公平、公正かつ透明な議会運営及び開かれた議会づくりのため、市民への情報提供並びに市民との情報共有及び意見交換を通じ、市民の積極的な議会への参加を求め、広域化した市の課題の把握と市民の様々な意見の集約を図っていかなければならない。

そして、地域の人々がそれぞれに築き上げてきた歴史や文化、多様な地域資源等を重視し、合議制の機関としての特性を最大限に活かすため、二元代表制の下、市長と相互に緊張ある関係を保ち、その執行を監視し、評価しながら、市民本位の立場で議員同士の自由な議論を活発に行い、政策立案及び政策提言を積極的に行っていくなければならない。

こうした認識の下、これまで積み重ねてきた改革への取組を確かなものとし、今後、さらに議会及び議員の責務を自覚しながら、市民の負託に全力で応え、市民福祉の向上と市政の発展を実現することを決意し、秩父市議会の最高規範として、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会が担うべき役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会が地方自治の本旨に基づく市民の負託に応え、市民の福祉の向上及び公正かつ民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための議会運営を行うこと。
- (3) 議決責任を深く認識し、市民に対して積極的な情報公開に取り組むとともに、説明責任を果たすこと。
- (4) 市民にとって分かりやすい言葉及び表現を用いた議会運営を行うこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 市政に対する市民の意見を的確に把握すること。
- (2) 議会の構成員として、個別的事案の解決のみならず、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (3) 議会活動を最優先するよう努めること。
- (4) 日常的に自らの資質を向上させるよう努めること。

(自由討議)

第4条 議会は、議会が言論の府であり、かつ、合議制の機関であることを踏まえ、議員相互間の自由な討議を推進するものとする。

(議長及び副議長の選出時の所信表明)

第5条 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、所信の表明を希望する議員に対し、その機会を与えることができる。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、基本理念が一致する他の議員とともに会派を結成することができる。

- 2 会派は、議会運営並びに政策立案及び政策提言に関し、必要に応じて他の会派と調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会の関係

(会議の公開)

第7条 本会議及び秩父市議会委員会条例（平成17年秩父市条例第264号）に規定する委員会（以下「委員会」という。）の会議は、原則として公開するものとする。

- 2 議会は、市民による本会議及び委員会の会議の傍聴を促進するよう努めるものとする。

(広報及び広聴に関する組織)

第8条 市民への情報提供及び市民との情報共有を推進するとともに、市民参画の機会の充実を図るため、議会に広報及び広聴に関する組織を置くものとする。

- 2 前項の組織に関し必要な事項は、議会規則で定める。

(議会広報の充実)

第9条 議会は、多くの市民が議会及び市政に関心を持てるよう、議会広報紙、インターネットその他の多様な広報手段を活用することにより、議会の広報活動に努めるものとする。

(市民への情報提供及び市民との意見交換)

第10条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市民への情報提供及び市民との意見交換をする機会を年1回以上設けるものとする。

(市民参画)

第11条 議会は、市民の意見を審議に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度を活用するものとする。

- 2 議会は、請願又は陳情を審議するに当たり、必要に応じて請願者又は陳情者の意見を聴くよう努めるものとする。

第4章 議会と行政の関係

(執行機関との関係の基本原則)

第12条 議会審議において議会及び執行機関は、互いに緊張関係の保持に努めるものとする。

- 2 議会は、市長が提案する重要な政策について、審議を通じてその水準の一層の向上を図るため、市長に対し、必要な情報を求めることができる。
- 3 議会は、予算、決算等を審議するに当たり、執行機関に対し、施策別又は事業別に分かりやすく整理された説明及び資料の提出を求めることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、議会は、執行機関に対し、その執行する事務に関する説明及び資料の提出を求めることができる。

5 執行機関は、前3項の規定による求めがあったときは、これに誠実に対応するものとする。

(反問権)

第13条 本会議及び委員会の会議において議員の質問に対し答弁をする者は、論点を明確化し議論を深めるため、議長又は委員長長の許可を得て当該議員に反問することができる。

(議決事件の拡大)

第14条 議会は、二元代表制の下でその役割を果たすため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づき地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年秩父市条例第17号）に規定する議決事件について、その拡大を検討するものとする。

(政策提言)

第15条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、執行機関に対し、政策提言を行うことができる。

第5章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の行動規範及び政治倫理)

第16条 議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持し、及び識見を養うよう努めなければならない。

2 議員の政治倫理については、秩父市議会議員政治倫理条例（平成17年秩父市条例第269号）に定めるところによる。

(議員定数)

第17条 議員定数については、秩父市議会の議員の定数を定める条例（平成18年秩父市条例第54号）に定めるところによる。

2 議会は、議員定数の変更にあたっては、行財政改革の視点だけでなく、人口、面積、財政状況等市政の現状、課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。

3 法第74条第1項に規定する市民の直接請求による場合を除き、秩父市議会の議員の定数を定める条例の改正案の提出は、議員又は委員会が行うものとし、改正案の提出にあたっては、明確な改正理由を付するものとする。

(議員報酬)

第18条 議員報酬については、秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関

する条例（平成17年秩父市条例第49号）に定めるところによる。

2 議会は、議員報酬の額の改定に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、人口、面積、財政状況等市政の現状、課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。

3 法第74条第1項に規定する市民の直接請求による場合を除き、秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正案の提出に当たっては、明確な改正理由を付するものとする。

第6章 政務活動費

第19条 政務活動費については、秩父市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年秩父市条例第278号）に定めるところによる。

2 政務活動費の用途については、証拠書類を公開すること等により、その透明性を確保するものとする。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

（議員の研修）

第20条 議会は、議員の政策形成能力及び政策立案能力の向上を図るため、研修の充実に努めるものとする。

（議会図書室）

第21条 議会は、議会図書室を適正に管理し、及び運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

（議会事務局）

第22条 議会事務局は、議員の議会活動に必要となる行政情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、議員の資質向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化並びに組織体制の整備に努めるものとする。

（予算の確保）

第23条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能の確保と円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

（専門的識見の活用）

第24条 議会は、専門的識見を活用し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

第8章 条例の位置付け及び見直し

（条例の位置付け）

第25条 議会及び議員は、議会における最高規範として、この条例の趣旨を十分

に尊重し、議会を運営しなければならない。

2 議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定及び改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性が確保されるよう努めなければならない。

(継続的な見直し)

第26条 議会は、この条例の施行後も市民の意見や社会情勢の変化等を勘案して継続的に議会運営に係る評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定を見直すものとする。

附 則

この条例は、平成28年6月1日から施行する。